

平成21年3月25日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	森		基	治
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	吉	野	孝	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 9 号

3月25日（水）10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第1号議案 | 武雄市戸別浄化槽条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2 | 第2号議案 | 武雄市部設置条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3 | 第3号議案 | 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4 | 第4号議案 | 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5 | 第5号議案 | 武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第6 | 第6号議案 | 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7 | 第7号議案 | 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第8 | 第8号議案 | 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第9 | 第9号議案 | 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第10 | 第10号議案 | 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 第11号議案 | 財産の取得について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第12 | 第12号議案 | 市道路線の廃止について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第13 | 第13号議案 | 市道路線の認定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第14 | 第14号議案 | 武雄市土地開発公社定款の変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第15 | 第15号議案 | 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決） |

日程第16	第16号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第17号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第18号議案	平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第19号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第20号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第21号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第22号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第23号議案	平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第24号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第25号議案	平成21年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第26号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第27号議案	平成21年度武雄市老人保健特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第28号議案	平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第29	第29号議案	平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第30	第30号議案	平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第31	第31号議案	平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第32	第32号議案	平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第33	第33号議案	平成21年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第34号議案	平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第35号議案	平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第36号議案	平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第37	第37号議案	平成21年度武雄市病院事業会計予算（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第38	第38号議案	平成21年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第39	第39号議案	平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第40	第40号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第41	第42号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第42	第43号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第43	第44号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第44	第45号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第45	第46号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第46	議提第1号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第47	選挙第1号	杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選出について（選挙）
日程第48		議員定数調査特別委員会の設置及び委員の選任について（議決）
日程第49		閉会中継続審査申出について（請願第1号）（議決）
日程第50		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました議案第43号から議案第46号までの4件と、議員から提出されました議提第1号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第1号議案

日程第1. 第1号議案 武雄市戸別浄化槽条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第1号議案 武雄市戸別浄化槽条例について御報告をいたします。

審査の内容といたしましては、公共下水道の計画区域について戸別浄化槽条例を適用できるようにできないかという質問が出ました。執行部としては、二、三年、戸別浄化槽の実績を見る必要があるが、公共下水道区域の縮小を含め、生活排水基準計画を事あるごとに見直していきたいという説明でありました。

また、本会議で質問がありました二重投資になるのではないかということについては、執行部から、公共下水道の整備は時間がかかるため、その区域内の生活排水処理について個人設置型浄化槽への市の補助は必要な措置であるとの説明がありました。さらに、合併浄化槽の放流の水質基準について、BODの処理基準は20ppmの型式で取り扱うようにしているという説明がありました。しかし、浄化槽自体の性能がよくなったため、20ppmの規格製品でも放流水の水質検査結果が10ppm以下の能力を持っているということを確認いたしました。

本件につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第2号議案

日程第2. 第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）（登壇）

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、総務部と企画部を統合し、新たに政策部を新設するもので、総合計画や財政計画など財政運営の基本計画を同一部署で執行することにより、組織の簡素化と効率的な行政を進めるものでございます。

委員からは、政策部の人員体制と権限についての質疑があり、課については現行どおり8課6名の課長で変わらないとのことでございました。係長以下の人員につきましては、支所の見直しも含め増減があるとの答弁でございます。権限につきましては、内部的には各課長がやっており、新たに変わることはないということでございます。

次に、住民サービスの低下にならないように確定申告等の一時的な協力体制の強化をどのようにしていくのかという質疑に対しましては、条例の中にも職員の流動的な配置変更を行うことができるというふうにされており、部を越えての柔軟な対応を今後もやっていきたいという答弁でございます。

また、福祉事務所関係につきまして、老人保健法が健康課、生活保護法が福祉課、それから児童福祉法がこども部というふうなことになっており、機能性、効率性を含め、一本化を考えるべきではないかとの質疑に関し、関係する部課については必要なときに連絡調整をしながら横断的な業務を遂行維持していくとの答弁でございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

今委員長報告にありましたように、提案されているこの理由、全体を簡素化しスピード化を図る、効率化を図るという内容であります。そして、企画部、総務部を統合して政策部とするものであります。もともと総務は全体のことを締めくくるという役割、企画は企画立案、何か新しいことを、言葉としては嫌な言葉だから適しませんけれども、企てるというものであります。政策は政治上の方針として、それを実行するための手段。一般的にはそう解釈をされております。

新しく政策部に企画も従来の総務も集約するとした今回の提案ですけれども、まさに「名は体を表す」と言いますけれども、ここに市長の政治姿勢が色濃く反映している、そう考えるものであります。市長の一番当初の機構改革のときには、地域間競争に打ち勝つ、えらく力を込めて述べられたことを印象深く覚えているわけですけれども、そうした政治姿勢が今後さらに強化される、そういうことを危惧するものであります。自治体間に競争の原理を持ち込む、あるいは効率性を持ち込む、もちろん無駄を容認するものではありませんけれども、いわば小泉構造改革の破綻、そういったいろんな分野に競争の原理を持ち込むというのは、今改めて見直しが求められているところであります。

そういう意味では、先ほど委員長報告にありましたように、機構改革と言うならば、福祉事務所の機能、老人福祉法、児童福祉法、障がい者福祉、生活保護法等々の事務の機動性や効率性、単に連絡調整だけでは済まない、そういう問題があるのではないかと。いわば市長が提案しているスピード化を言うのであれば、ここの見直しもあわせて求めていく必要があるのではないのでしょうか。そういうことを指摘した上で、第2号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例に対して賛成討論をさせていただきます。

業務の簡素化、時代の流れでありまして、業務の簡素化、効率化のために望まれていることで、部が分かれていて時間がかかっていた分、1つになることで連携が取りやすく、スムーズに業務をとり行うことができるということで大変いい改善になっていくと思います。

また、今後、不都合なことが出てくることがあれば、その都度に見直していくことも望まれると思います。

よって、これをもちまして賛成討論にさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 第3号議案

日程第3. 第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の審査内容と経過について御報告を申し上げます。

本議案は、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めるものでございます。始業と終業の時刻はこれまでと変更することなく、昼休みの時間帯を正午から午後1時までの1時間とし、15分間延長するものでございます。

委員からは、非正規職員はどうなるのか、また時間給で働く人はどうなるのかなどの意見が出され、非正規職員の方もこれに準用するというふうなことでございました。放課後児童クラブの指導員さん等につきましては時間給でございまして、超過勤務手当等の単価もこれから引き上げられることから、時間給の見直しも行うという答弁でございます。

なお、賃金職員で日額で決められた方につきましては、日額の変更はなしということでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第4号議案

日程第4. 第4号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、まず最初に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。本定例会において分割付託されました第4号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは北方町西宮裾地区に計画されております新工業団地整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、武雄市新工業団地整備事業特別会計を設けるものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第4号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例について御報告をいたします。

本案は武雄市戸別浄化槽事業特別会計を設置する条例であります。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第4号議案に対する質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告とおり可決されました。

日程第5 第5号議案

日程第5. 第5号議案 武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第5号議案 武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、審査の内容と結果を御報告いたします。

今回のこの条例は、市が指定する重要文化財である武内の李祥古場窯跡を盗掘の被害から保護強化を図るための改正であります。

なお、市の指定する文化財は天然記念物である樹木等を含め、たくさんありますけれども、そういうものを含め、今回の罰則規定の対象になるという説明をいただきました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告とおり可決されました。

日程第6 第6号議案

日程第6. 第6号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第6号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

審査の内容と結果について御報告申し上げます。

この改正は、3歳児以降就学前の乳幼児の医療費が3歳未満と同じ負担で済むように助成内容を改正するものでございます。

なお、歯科診療は今まで全額補助の対象でしたけれども、改正により300円の負担が発生するようになりましたが、それでも全体の医療費から見ると、金額的には大きなメリットがあるとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 第7号議案

日程第7. 第7号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第7号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例でございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 第8号議案

日程第8. 第8号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第8号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 第9号議案

日程第9. 第9号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第9号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 第10号議案

日程第10. 第10号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里巳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第10号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告をいたします。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第11号議案

日程第11. 第11号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

第11号議案 財産の取得についてでございます。

これは武雄市財政健全化計画に基づき、土地開発公社が保有する保養村の土地を買い戻すもので、12月定例会で可決されました補正予算において取得し、今回で完了となるものです。

委員会として、当時の購入価格を含め、地目、位置等を確認いたしました。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 第12号議案

日程第12. 第12号議案 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第12号議案 市道路線の廃止について御報告をいたします。

3路線の廃止でございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 第13号議案

日程第13. 第13号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第13号議案 市道路線の認定について御報告をいたします。

3路線の認定でございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第14号議案

日程第14. 第14号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第14号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についての審査結果について御報告をいたします。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第15号議案

日程第15. 第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

委員会の主な質疑といたしましては、旧山内町庁舎の解体工事費1,299万円の内訳単価についての審査が行われたところでございます。庁舎の面積が393平米で、一般解体費が941万4,000円、平米単価が2万3,948円。残りの358万円が焼却炉のダイオキシン処理費用としてでありまして、焼却炉につきましては、幅1.6メートル、奥行き2.5メートル、約4平方メートルあり、面積が0.5平方メートル以上あればダイオキシン検査が必要となり、その測定費用27万円もそこに含まれるとの答弁でございました。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において分割付託されました第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）でございます。

今回は、各種事業実績確定に伴う減額補正であり、それぞれに精査を行いました。特に商店街魅力づくり促進事業費補助金、これは空き店舗対策でございますが、委員会から、補助対象業種の明確化について県と協議をするように求めました。

また、新規事業として計上されております商店街活性化プレミアム商品券事業ですが、券は専門店と共通店券の2種1セット1万円、1回で2セットまで購入でき、それに1セット1,500円のプレミアムがつきます。5月中下旬から8月にかけて販売され、その期間が有効で、市内の登録された店舗で使えるもので、これが1万セット限定とのことです。

委員会として、券の偽造防止等のセキュリティー確保や市民にわかりやすいチケットの発行（使用期間や使用可能店舗など）、活性化につながるような追加発行の柔軟な対応等の検討を求めました。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に分割付託されました第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）についてでございます。

審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回の補正は年度末における精算を含めた内容でありました。

主な内容は、4款1項2目の予防費では、新型インフルエンザの備蓄品として、防護服、マスク、ゴーグル等の繰越明許の説明を受け、また、10款1項3目、学校教育総務費では、地上デジタル放送用に対応するため、10年以上経過した140台を更新し、10年経過していない65台についてはチューナーのみの購入と説明を受けました。委員会としては、地域活性化につながるような導入方法を考えてほしいと申し入れました。

また、武雄小学校改築については、基本設計、管理特別教室棟の実施設計を21年度に繰り越して実施する旨の説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第15号議案に対する質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。

本案は、御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第16号議案

日程第16. 第16号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第16号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてでございます。

審査の内容と結果を御報告いたします。

今年度から始まった特定健診では受診率30%を目標に啓発し、武雄市全体で29%と、ほぼ目標に近いところまでの受診を得たとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第17号議案

日程第17. 第17号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）を議題と

いたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第17号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）についてでございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第18号議案

日程第18. 第18号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第18号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてでございます。

第1款1目の特別徴収保険料では7,119万5,000円の減額がありますが、これは保険料の軽減措置によるものという説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第18号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第19号議案

日程第19. 第19号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第19号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 第20号議案

日程第20. 第20号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第20号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 第21号議案

日程第21. 第21号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第21号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 第22号議案

日程第22. 第22号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第22号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

今回の補正は、全国的な競輪の売上げが低迷している中、本市においては売上げを確保し、基金からの繰り入れが不要になり、さらに還付金等を含め積立金2億5,000万円を計上し、累計7億8,200万円の積み立てがなされております。執行部の頑張りには十分評価できるもので、さらなる頑張りに期待いたします。

また、一般質問等で取り上げられておりましたサテライト駐車場については、地権者と物産館が契約する形で協議が進んでいる旨の報告を受けました。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なし認めます。よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 第23号議案

日程第23. 第23号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第23号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

今回の補正は、今年の原油高騰を受け各施設が節減ムードとなり、全体的に使用料が減ってきているとのことです。今後、給湯契約施設の確保と大口契約先の給湯使用料の検討を求め、慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 第24号議案

日程第24. 第24号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第24号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）について、審査内容と結果について御報告をいたします。

今回の補正は12月までの実績と3月までの見込みの補正でございます。

3月の状況につきましては、平均の入院患者数が114.8人、平均外来患者数が95.3人とな

っており、収支の改善の方向に向かっているとの報告がっております。しかし、全体として見ますと、結果的には減額でございます。今年度の経常利益は4億8,000万円の赤字で、前年度からの繰越金3億円を差し引いても1億7,000万円程度の資金不足となり、年度末に一時借り入れて対応をするとの説明でございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきもの決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 第25号議案

日程第25. 第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算について、審査内容と結果について御報告をいたします。

主な審査の内容といたしましては、固定資産税の減免の件数についての問いに対し、平成20年度は文化財等で38件、生活保護で32件、合計70件であるとの答弁でございました。

そのほか消防費のポンプ車両購入において、新しいポンプは導入されているが、それを運ぶ積載車がないところがあるとの指摘がっております。

総務管理費の武雄地区防犯協会負担金130万円におきましては、安心、安全の立場から犯罪の危険性が高い高速インター西側の通学路や武雄高校周辺など維持費を——電灯代ですね——維持費をどのように払っていくのか、一度考え方を整理して進めていただきたいという意見が出されております。

それから、徴税関係におきましては、徴収員さん、現在2名の嘱託員さんの方がおられますけれども、経験年数も豊富な嘱託員さんを増員すべきではないか。また、滞納者については近年、多重債務の方が多くなってきているので、徴収員さんの専門家を育ててほしいという意見が出されております。

審査の結果、本議案は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において分割付託されました第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算でございます。

委員会として各種事業の確認を行いました。特に九州大学との共同研究には大いに期待をするものであります。

また、指定管理委託料については、委託料が減額されることについては指定管理者制度に理解を示すものですが、指定管理者の努力、意欲にも配慮した委託料算定の検討を再度申し入れました。その結果、実績を踏まえて協議の場を持つ旨の回答を得ました。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に分割付託されました第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算についてでございます。

審査の内容と結果を御報告申し上げます。

主な内容は、3款1項3目の老人福祉費の配食サービス委託料で、旧武雄市分についてはこれまでJAで行われておりましたけれども、JAから辞退するとの申し出が出、そのかわりNPO法人「ゆめランチ」に委託するよう準備を進めているという御報告でございました。

また、4款1項2目の予防費の予防接種委託料では、21年度から再開される日本脳炎の予

防接種も入っているということでございました。

また、10款5項4目の図書館費では、特別企画展として、今回、戦国時代の九州及び武雄をテーマとした企画を進めているということでございました。内容については今後煮詰めていくという御報告を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第25号議案に対する質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

21年度予算は、世界同時不況と言われる景気の悪化、歳入の面で武雄市もその影響を免れず、その柱となる市税の落ち込み約1億5,000万円、その分は地方交付税が1億7,100万円と増額されているものの、全体として歳入の落ち込みは10億2,773万円と、前年比マイナス5.2%となっております。厳しい財政運営が求められる中で、雇用の促進、福祉の分野での行政サービスの維持や向上という点で、国も緊急雇用対策、あるいは特別交付金等手を打ってきておりますけれども、しかし、武雄市内での実態を見ると、極めて深刻であります。雇

いどめや派遣切りなどの深刻な事態が進んでおり、2月末での誘致企業5社で154名が派遣切り、ハローワーク武雄の報告書を見ておりますと、12月時点で新規求職者が422名、さらに年度末に向けてさらにふえる、そう予測されております。国の雇用対策の予算の範囲では緊急雇用創出事業で21名、ふるさと雇用再生で31名、計52名にとどまっております。国に今後の積極的な対応を強く求めていくと同時に、武雄市も思い切った雇用創出を図るべきじゃないかと考えるものであります。

歳出の面で見ますと、就学前の子どもたちの医療費が新年度から無料になります。子育て中のお母さんたちには大変喜ばれているところであります。新たに拡大された分の予算は一般財源から3,451万円、これが支出されます。また、介護保険料の見直しの中で第4期からは15.8%値下げされることになっております。これまで基準介護保険料5,123円が佐賀県で一番高い保険料であったわけでありましてけれども、月額809円の値下げ、年金から天引きされている1号被保険者にとっては今の不景気の中でなおさら歓迎される内容であります。しかし、社会的に弱い立場に置かれている母子世帯、中でも生活保護を受けて15歳以下の子どもを養育している母子世帯に対しては、原則母子加算の廃止が具体化されてきております。武雄市が策定した就労支援プログラムに参加する母親には、就労収入に応じて支給金額を決定するという内容が既にチラシ等で報告されております。しかし、この就労支援プログラムに参加できない世帯はどうなるのでしょうか。もう1つは、もう既に高齢加算、70歳以上の高齢加算1万5,000円が廃止されたわけでありましてけれども、かなり厳しい生活が強いられております。就労困難な雇用情勢の中で、弱者に対して今こそ温かい行政の支援が求められている、そう思います。

制度の廃止という立場から歳出を見ますと、2款. 民生費、1項. 社会福祉費の中にある後期高齢者医療広域連合納付金5億2,294万円と後期高齢者医療特別会計への繰出金1億7,287万円であります。見直すとしたものの、少ない年金から天引きされる高齢者の暮らしは今の不景気のもとでますます深刻であります。特別徴収や普通徴収など、それぞれの払えない高齢者が出てきております。国の施策との関係で市民と最も身近な政治の場である自治体が、市民の暮らしを守るという立場、福祉や雇用や医療の分野にしっかりと軸足を置いた、そういった施策を展開していただきたいということを強く要請いたしまして、25号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第25号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第25号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 第26号議案

日程第26. 第26号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第26号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

この件については、高額医療の還付制度で、21年度から利用者の軽減を含めて、国保と介護をそれぞれ足して一定の基準を超えた分については還付がなされるという新制度が施行されるという説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第26号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 第27号議案

日程第27. 第27号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第27号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計予算についてでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 第28号議案

日程第28. 第28号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第28号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

委員の方から、現在の徴収状況についての質問がありましたけれども、3月19日現在で98.89%の徴収率だったそうでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第28号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を申し上げます。御承知のように、この制度は世界に類を見ない制度として、75歳以上の方々を後期高齢者として輪切りをして保険料を取り立てる制度であります。このことはこの制度の発足に当たって、昨年の議会でも討論されたとおりであります。その結果、平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算では、毎月、これまで約200名近い方々に督促状が送付をされております。そのうち1つは、特別徴収では年金から直接徴収され、納付率は100%でしょうが、加入者の皆さんの怒りはおさまりません。おまけに生活困窮の方々にとって、普通徴収は胸が押しつぶされるのではありませんか。当初予算では特別徴収2億9,761万円です。普通徴収は1億1,087万6,000円で、これは前年度3,044万3,000円の増となっています。これからはますます矛盾と高齢者の怒りは、制度そのものへの批判が大きくなるのは目に見えているのではないのでしょうか。老後を安心して暮らせる世の中にするからこそ、政治の責任と役割ではないのでしょうか。まさにこのことはかつての小泉構造改革の医療版の失政であり、失敗ではないのでしょうか。

私たちはだれでも年を重ねるものであります。この保険制度での問題点につき、1つに、保険料は後期高齢者の人口比率の上昇に伴って2年ごとに上がっていく紛れもない仕組みであります。この制度が続く限り、際限のない負担増が私たち若い者にもその年になると襲う仕組みであります。私は、後期高齢者医療制度は撤廃し、国の責任を明らかにし、年齢や所得による差別のない医療制度にすることを求めて反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第28号議案について、私は賛成の立場から討論を行いたいと思います。

御承知のとおり、私は後期高齢者医療制度に反対ということで国のほうに対しては請願を出した一人であります。御承知のとおり、皆さん方、国と地方の違い、どこにあるか。上位法が改正された場合は、それを守らなければ下は崩れてしまうわけでございます。つまり、武雄市にとりましては、国保医療費が軽減される、そういう事態があるわけでございますので、上位法の改正である以上は、武雄市にとってはやむを得ないものということで賛成いたしますのでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第28号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第28号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 第29号議案

日程第29. 第29号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第29号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について御報告を申し上げます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 第30号議案

日程第30. 第30号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

報告いたします。今定例会において、本委員会に付託されました第30号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しまし

た。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 第31号議案

日程第31. 第31号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第31号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算についてでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 第32号議案

日程第32. 第32号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第32号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 第33号議案

日程第33. 第33号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会におきまして付託されました第33号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計予算でございます。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 第34号議案

日程第34. 第34号議案 平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第34号議案 平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算でございます。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35 第35号議案

日程第35. 第35号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第35号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算でございます。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今度の議会でも工業団地については論議があったところですが、3点ほど聞いておきます。

事業主体はどこなのか。実施主体は武雄市で予算組んでいますね、特別会計つくるわけですよ。事業主体はどこなのか。財政負担では県が2分の1、市が2分の1と聞いております。それが1つです。その県の財政負担の明確化と、もう1つ、工業団地の開発という場合に、今度予算化されているのは用地の買収等々ですよ。事業が動き出すとなかなか後退できないというところに入って行くわけですね。特別会計までつくるわけですから。すると、全体の環境アセスの問題だとか、あるいは工業用水道の開発の問題とか、全体的な事業計画といえますか、そこはどうなんですか。今度の論議で交通アクセスの問題で、武雄北方インターが一番近いと、そういうアクセスの有利さというのは論議になりましたけれども、それと、市の計画はどこまで進んでおるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

事業主体はどこかという質問でございますが、我々の認識では武雄市と県が共同でやっていくもんだと判断して、そういう審査はしておりません。

それから、財政負担の明確化、これは当然、県と市が半分ずつ出すということの認識であります。

それから、環境アセスメントですが、これはそのための特別の職員も今度は配置されますので、地元との話し合いをしっかりとせよという程度にとどめております。

〔22番「工水は、工水」〕

工水、杵島工水のことですね。工水については議論はしておりません。（「工業用水の分」と呼ぶ者あり）工業用水やろう。（発言する者あり）それはしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

県内の工業団地はほとんど県営工業団地ということで開発してきていますよね。伊万里にしろ、唐津にしろ、東部方面でね。ですので、私は当然、県営工業団地として開発されるものだという認識がありましたので、先ほど質疑をさせていただきました。今後また財政負担の問題、既に2分の1、2分の1となっていますけど、主体はどこなのかというのは大事な点ですから、今後検討もしていきたい。第35号議案の武雄市新工業団地整備事業特別会計予算に対しては、時期尚早ではないかという立場からの反対意見を述べておきたいと思います。

県2分の1、市2分の1の財政負担の割合で新しく工業団地の開発が予算化して、21年度から始まるわけでありますけれども、今回計上されている予算は、9節、旅費から22節の補償補てんまで5億3,020万円であります。うち用地購入費が2億7,000万円、あるいは設計業務委託料7,000万円、測量調査業務委託料が5,400万円という予算の内訳が計上されております。先ほど言いましたけれども、インターに近いという交通アクセスの有利さ、これは今度の議会でも論議があっていました。しかし、全体の環境影響調査、いわゆる環境アセスや工業団地開発に伴う工業用水道の確保をどうするのかということについては、これからでしょうけれども、まずは全体像を明確にした上で事業を出発すべきじゃないかという立場であります。

若木の県営工業団地の開発に伴って、当時、私も水資源開発審議会の委員でありましたけれども、若木の工業団地を開発するについて、一方で工業用水、じゃ、どう確保するのかと、その当時は、内田ダムを建設すべきだという意見もありましたし、あるいは費用対効果から見てもどうか。最終的には矢筈ダムを2つに切って、それで、上の2,500を工業用水、下の3,500を上水ということで、さすが官僚の考えというのは、そういうところに頭が行くのかなと。1つのダムを1つの目的にせんで、工業用水と上水一体化するという事で内田ダムの建設はなくなったわけですね。そういうことから考えますと、全体像を明らかにしていく上で、環境アセスはもちろんですけども、誘致と一体となる工業用水の確保というのはどうしていくのかと。そういう手順から見ても、もっと検討すべき点が多いんじゃないかと。一度予算化して、用地買収まで行きますと、後退はなかなか難しいということになりますから、なおさらのこと事前の準備が大切だろうということを目指しておきたいと思えます。

もう1つは、今の時期の問題ですけども、経済情勢の深刻さ等を考えるならば、今果たしてその時期かどうかという問題であります。そのことを考えざるを得ません。企業誘致に機械的に反対するものでありませんけれども、今の経済情勢から見ますと、いわゆる工場進出の中止だとか、見送りだとか、あるいは縮小だとか、そういうことが自治体にとっている

んな深刻な影響、課題が生じてきております。

そういうこと、この2つの点を指摘しまして、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

時期尚早で経済状況が今悪いのであるという話がありましたけれども、今が一番底だと思えますので、ちょうどできたころにはちょうどいいぐらいの経済状況になるのではないかと思いますので、その1点をもって賛成いたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第35号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第35号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36 第36号議案

日程第36. 第36号議案 平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第36号議案 平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算の審査結果について御報告いたします。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37 第37号議案

日程第37. 第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里己君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算の審査内容と結果について御報告をいたします。

委員会の主な審査といたしましては、市民の財産をなぜ買い手が有利な方法で移譲するのか、病院の経営権は入っていないのか、民と民では1床当たり700万円から1,000万円で取引をされている、建物を残しても新築移転をすれば、なぜ解体費の8,000万円を4億6,500万円から差し引いて売却するのかという質疑に対し、昨年5月30日の臨時議会で可決いたしました第66号議案の武雄市民病院移譲に伴う特例措置の第3条の資産の時価より低い価格で譲渡、貸し付けできる。また3年以内、つまり平成25年1月31日までに新築移転した場合は、地価から解体費を差し引くととなっているという答弁でありました。また、公有財産は地方自治法の第238条にある不動産の譲渡が対象との答弁でございました。

また、ほかの委員からは、逆に池友会は30億円以上の投資をして自前で新築移転をされると言われていると。つまり民設民営であり、医療も続ける、救急医療も24時間365日続けていくと言われている。ほかの自治体では市が新しく建ててやっている公設民営もたくさんある。移譲先が自前で建ててくれるということは市にとっても、市民にとってもよいことで有利なことだ。そういう状況の中で、既存の建物まで3億9,000万円出して買ってくれる。解体費の8,000万円を差し引いただけでなく、無償にしてもよいぐらいだという意見が出されました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねいたします。

論議の中で、今報告がありましたから、そういう論議がなされたことはわかりますけれども、議案審議の中で、例えば、地上権の問題とか、いわゆる土地に対する上物がついているときの土地の値段の問題とか、本会議では市長の答弁の中で温泉ハイツのことを例に挙げら

れましたけれども、温泉ハイツの事例と、いわゆる市民病院の現在の土地、家屋の状況とは違うわけですから、権利者の問題が違いますので、そういう点については質疑、討論、論議がなされたかどうかの問題。

それから、地上権の場合、例えば、いわゆる上物を取り除くときには移転補償じゃない、解体費については8,000万円なら8,000万円という、そういう金額を引き寄せるということについてはわからんではないわけですけど、問題は、そういうときの論議の中で、例えば、上物がなくなったときの状態の土地、それから上物があるけん、それを現在の土地の評価の中でそういうふうな評価をする会社等に委託をしているわけですけども、そういうときの物の考え方とか、そういうものについては論議がなされたかどうかですね。まず、この1点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

まず、温泉ハイツの件につきましては、当時980万円で武雄市が買い入れております。ここは評価としては1億9,000万円でありまして、解体費が大体1億7,000万円から8,000万円ということで、その解体費は差し引いて武雄市が980万円で買い取っているというふうなことだから、その温泉ハイツの内容と今回の市民病院の対応というのは、内容的には一緒だという意見が出されたところでございます。

地上権の部分については、論議がなされていないというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

その中でちょっと今地上権の問題については論議はされていないということですけども、基本的に、例えば、今の市民病院については、現在の市民病院については、土地も建物も武雄市のものですね。温泉ハイツの場合は、土地は武雄、建物は事業団のものでした。だから、地上権の物の設定の仕方が全然違うわけですよ。だから、そういうので物の考え違いますので、委員会でそこはもう当然委員長掌握してされているわけですから、そこの違いがあるんじゃないかという気がしましたので、そこの論議がなされたかどうかをお尋ねしたわけです。

○議長（杉原豊喜君）

吉川総務常任委員長

○総務常任委員長（吉川里已君）〔登壇〕

なされておりません。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算に反対の立場から討論をいたします。

21年度予算の中で最大の問題は、平成22年2月1日に医療法人池友会に移譲するとして武雄市民病院の売却額3億9,325万円が妥当な額かどうかという問題であります。このことが市民の理解、あるいは納得が得られるかどうかということでもあります。

池友会が求めているのは、単なる土地、建物だけの購入ではありません。佐賀県が策定した20年4月から実施になっている医療保健福祉計画では、南部医療圏、杵藤広域圏内では病床数を2,070と定め、したがって、新規に病院は建てられない、そういう規制がかけられています。

したがって、池友会は和白病院としては、単なる土地、建物だけを購入したわけではなく、土地、建物、医療機器、ベッドの価値などすべてを買う、すなわち病院の経営権も伴った市民病院が購入したいわけであります。今回の売却予定額は不動産鑑定士が評価した土地2億2,000万円、建物2億4,500万円、合わせて4億6,500万円。これから解体費を差し引いた3億9,325万円であります。不動産鑑定士の報告書によりますと、市民病院が第2次医療体制を担っていたことから、代替競争関係にあるとした上で、南部医療圏内で病院、診療所等に係る最近の取引事例は収集できなかったとして、他の地域における取引状況を例にとり、そこでは医療法人については、病床数の拡大を基としている法人が事業者として考えられる。投資家については、病院再生ファンドやヘルスケアファンドなどコスト削減による収益改善や、医療業界が規制業種であることによる安定的なキャッシュフロー等に注目して投資する主体が考えられるとしています。南部医療圏内に病床数の拡大や介護事業者等の病院等への転換を求めて、取引が現に存在するならば、競争の中で病院としての価値は高まる、そういう内容としても読めるわけであります。そこには病院の経営権を付加した上で、土地、建物全体の価値を評価すべきだ考えるものであります。

次に、企業誘致という考え方、立場で、市民病院を池友会、和白に移譲しようという点であります。

企業は利潤追求を目的としております。言うまでもありません。医療法人は利潤追求を目的にはできませんし、医療法で厳しく規制されております。しかし、池友会と市の協定書の中に、3年以内に池友会が新しい場所に病院を新築移転することを条件に、武雄市企業立地等の奨励に関する条例に基づいて、事業所の立地のための資料の提供、敷地の取得等、事業所の立地に必要な措置に協力、あっせんするとしております。既に企業誘致課は一定の地域を特定し、地権者に集まっていただき説明会等を開いております。病院の進出に伴って地域の環境にどういう影響が出てくるのか、どういう問題が生じるのかと、そういう周辺の施設の関係や住民の生活環境の変化等々、すなわち環境影響調査もなしに進められているのは問

題であります。市民病院の移譲という計画の中で、市が企業誘致という立場に立つべきではないと強く指摘しておきたいと思えます。

市民病院の経営という価値を付加しない土地、建物だけの評価で売却額を決定しようとしていること、しかも、病院の所有権が2月1日以降、池友会に移ると計画されている中で、解体費の8,000万円を鑑定評価額から差し引く、あるいは池友会が解体しなくても8,000万円そのまま差し引くとした点、さらに新築移転すると予定し、あるいは市が協定書で義務づけしていることを理由に、立地に必要な敷地の確保や手続など市が便宜供与している点などなど、池友会ペースで事が進められているのではないかと疑問に思うところでもあります。到底納得できるものではありません。武雄市民病院を公的病院として存続し、池友会への移譲計画を白紙に戻すことを強く求めて、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

固定資産売却代3億9,325万円は、委員長の報告にありましたように、現況を判断して財団法人日本鑑定協会が財産の規定により正式に鑑定された額だということを判断して、決定を認めております。

また、現時点において財政問題、病院の財政問題、医師確保の問題、救急医療の早期再開など、看護師さん初め、病院職員さんの安定的な職場確保などを満たす市民病院の存続をさせる方法があるならば、それが一番本当によかったと思えますが、武雄市民の安心、安全、そして持続可能な市民医療の構築のため、これから民間の病院に移譲すると決定したわけです。本当に反対の上での話ではなく、武雄市が一つになって心を一つにして、前向きにこの病院を考えていかなければならないと思えます。市営から民営に変わっても、武雄市民が愛する病院となるように、十分な検討をしながら、意見も言える病院になっていくことを望んでおります。本当にいろいろ条件の悪い中、執行部側も、そして議員たちもそうではありますが、大変努力していただいたこの予算であると判断いたしましたので、これをもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第37号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38 第38号議案

日程第38. 第38号議案 平成21年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第38号議案 平成21年度武雄市水道事業会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39 第39号議案

日程第39. 第39号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。大渡建設常任委員長

○建設常任委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第39号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算について御報告をいたします。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

これより第39号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第39号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第40 第40号議案

日程第40. 第40号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山崎福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第40号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正では里親制度が見直され、養育児童数五、六人の養育を行う場合は、事業としての取り扱いになるという旨の説明を受けました。

なお、当武雄市においては里親の登録をされている方はいらっしゃいますけれども、今回は対象となる子どもはいないとのことでした。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41 第42号議案

日程第41. 第42号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。小池産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小池一哉君）〔登壇〕

本定例会において付託されました第42号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第1回）でございます。

国の緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業を受けて、雇用対策として実施するもので、主には、いのししパトロールについて質疑が集中いたしました。被害状況調査、イノシシ出没マップ作成、電気牧さくの管理など、猟友会と委託して行い、8人の雇用で指導員同行が月6日実施されるものです。緊急雇用対策の効果と当該施策の成果に期待するものです。

慎重審査の結果、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第42 第43号議案

日程第42. 第43号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第43号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員の後藤明子氏の任期が本年4月28日をもって満了いたします。

つきましては、その後任として、諸石洋之助氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

諸石氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。よろし

くお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。

第43号議案 教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案 武雄市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第43～第45 第44号議案～第46号議案

日程第43. 第44号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第44. 第45号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第45. 第46号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上の3件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第44号議案、第45号議案及び第46号議案について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の山口傳次氏、徳永正敏氏及び蒲池義浩氏の任期が4月末日をもって満了いたします。固定資産評価審査委員会委員として、徳永氏及び蒲池氏を再び推薦し、新たに久原氏を推薦したいと考えております。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

徳永氏、蒲池氏及び久原氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第44号議案、第45号議案及び第46号議案に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第44号議案、第45号議案、第46号議案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号、第45号、第46号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第44号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

次に、第45号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

次に、第46号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。

第44号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、第45号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、第46号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

日程第46 議提第1号

日程第46. 議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者からの趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明をさせていただきます。

この改正は、本定例会の第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例の可決に伴い、委員会所管を変更するものであり、武雄市議会委員会条例第2条の表中の総務常任委員会所管の総務部及び企画部を政策部に変更するものであり、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第1号は議会運営委員会からの提出であり、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

議提第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。

議提第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第47 選挙第1号

日程第47. 選挙第1号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、武雄市選出の組合議員のうち、市長が管理者に選任されましたので、組合規約第5条第3項の規定に基づき、組合議員として武雄市職員のうちから1名の選出依頼がっております。

選出に当たっては、地方自治法第118条第1項の投票による方法と同条第2項の指名推選による方法と2つの方法があります。

お諮りいたします。（「指名推選」と呼ぶ者あり）

この選挙につきましては、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、それでは私において指名をいたします。

組合議員に副市長古賀滋君を指名いたしたいと思います。

ただいま指名いたしました副市長古賀滋君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、副市長古賀滋君が組合議会議員に当選されましたので、武雄市議会規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩をいたします。

休	憩	12時
再	開	12時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第48 議員定数調査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第48. 議員定数調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

議員定数を取り巻く情勢については、本市においても直面する課題であり、全員協議会においても協議をしてきたところでございます。議員の定数問題については、武雄市区長会、武雄市地域婦人連絡協議会、武雄市老人クラブ連合会の連名により、武雄市議会議員の定数削減についての要望書が提出されております。

特別委員会の設置については、これまでの慣習・慣例等により、会派の代表会、また議会運営委員会において協議し、おおむね意見の一致を見ました。

武雄市議会議員の定数問題に関する件については、議長を除く29名の議員による議員定数調査特別委員会を設置し、事件に関係する問題の調査、検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この件は、議長を除く29名の議員による議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定いたしま

した。

次に、特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。よって、議長を除く29名の議員を特別委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました29名の議員を議員定数調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで議員定数調査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	12時2分
再	開	12時15分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

議員定数調査特別委員会の正副委員長については、後日、選任をしていただきたいと思います。

日程第49 閉会中の継続審査申出について

日程第49. 閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

産業経済常任委員長から審査中の請願第1号『JR不採用問題の早期解決を求める意見書』の提出を求める請願については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付いたしておりますとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。産業経済常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第50 閉会中継続審査申出について

日程第50. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成21年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時17分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 松 尾 初 秋

〃 議 員 江 原 一 雄

〃 議 員 高 木 佐一郎

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕